

特集

文教・科学技術施策の進展

平成18年度の展望

- 解説
- 8 教育改革のための重点行動計画
 - 11 第三期科学技術基本計画の概要
 - 14 生涯学習社会の実現
 - 20 初等中等教育の充実
 - 31 大学改革の推進
 - 40 私立学校の振興
 - 42 研究開発の戦略的推進
 - 51 科学技術システム改革への取組
 - 57 社会、国民に支持される科学技術を目指して
 - 59 スポーツの振興と青少年の健やかな育成
 - 65 「文化力」の向上
 - 70 国際交流・協力の推進
 - 72 文教施設の整備充実
- 資料
- 75 平成18年度予算
 - 78 税制改革の概要
 - 80 機構・定員
 - 81 政策評価の取組

カラー

- 1 あたらしい学舎(まなびや)partⅢ
- 高松市はらびこみセンター
- 4 トビックス文部科学省の窓
- 表2 温故知新
- 旧新町層糸紡績所
- 表3 さかなの子育て
- カブトガニの幼生調査

6 インフォメーション
84 編集後記

「文化力」の向上

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上で大きな力となるものであり、日本社会の活性化のためには、「文化力」の向上を図ることが極めて重要である。文化庁では、平成一八年度予算に一〇〇六億円（対前年度九五七百万円（〇・九％）減）を計上し、一三年末に成立した文化芸術振興基本法、一四年一月に閣議決定を行った「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえつつ、国内外を魅了する「文化力」の向上を図ることとしている。

芸術創造活動

1 文化芸術創造プランの推進

(1) 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等
芸術家や芸術団体等が行う舞台芸術創造活

動等は、我が国の社会に活力を与えるとともに、諸方面におよぶ国民の活動の活性化が促されるなどさまざまな効果が期待できるため、これを振興していくことがきわめて重要である。舞台芸術創造活動をより活性化させるため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対する重点支援を引き続き行うとともに、音楽、舞踊、演劇等の国際フェスティバル、芸術による国際交流を推進していく。

(2) 「日本映画・映像」振興プランの推進

映画・映像はさまざまな芸術を包含する総合芸術であり、これを振興していくことが極めて重要である。具体的には、我が国の映画・映像水準の向上を図るため、製作支援を行うとともに、上映や海外への発信、人材育成事業等の支援、映画フィルムの収集・保管を進め、世界に誇れる映画・映像の振興を推進する。平成一八年度からは、メディア芸術祭の充実を図るとともに、短編映画作品の製作を



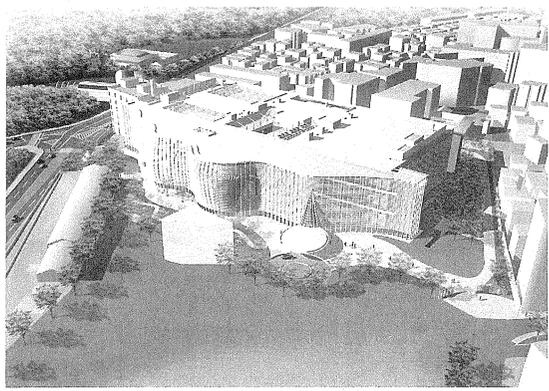
バレエシアンブルウエスト「シンデレラ」 撮影：長谷川清徳

文化庁

(3) 通じた人材育成事業を新たに実施する。
世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成
多彩で豊かな芸術活動を活性化させるため

には、その担い手となる優秀な人材を得ることが不可欠である。世界で活躍する新進芸術家を養成するため、美術、音楽、舞踊、演劇等の各分野において、国内外における研修、発表の場を提供するとともに、芸術団体等が行う養成事業への支援を行っていく。

(4) 感性豊かな文化の担い手育成プランの推進
次代を担う子どもたちに文化芸術に触れる感動や楽しさを伝え、子どもたちの感性や想像性を刺激して、一人一人の可能性を引き出すことは、豊かな人間性と多様な個性を育む



新国立美術館

ために重要な課題である。このため、オーケストラやバレエ等の舞台芸術に身近に触れる機会を提供する「本物の舞台芸術に触れる機会の確保」を拡充するほか、茶道、華道、日本舞踊等の伝統文化を継続的に体験・習得できる機会を提供する「伝統文化こども教室事業」を拡充するなど、子どもの文化芸術体験活動を推進するための施策の一層の充実を図っていく。

2 美術振興の拠点整備

平成一八年度から新たな中期目標期間を迎える独立行政法人国立美術館は、我が国における美術振興の中心的拠点として、所蔵作品の一層の充実や施設設備の整備充実を行うとともに、収集・保管・展示および調査・研究機能の向上を図る。また、人材養成・研修、国際交流や文化発信の拠点としての機能を一層充実していく。

東京・六本木に平成一四年度から建設を進めている国立新美術館は、平成一九年一月の開館を目指し、現在開館準備作業を進めている。

地域文化の振興

文化の持つ力（文化力）は、文化芸術以外のさまざまな分野の活性化にも貢献しうるものと期待されている。このため、地域の特

色ある文化の力（文化力）を、教育、福祉、観光、産業振興等の文化以外の分野に活用するための新たな方策や課題について調査研究を行うとともに、内外の先進的な事例の情報発信等を行う「文化力活用都市支援事業」を新たに実施する。

また、各地域における特色ある文化芸術活動や芸術家・芸術団体の情報などを掲載したホームページを整備する「地域文化芸術情報オンライン整備事業」を新たに実施し、文化芸術活動に関する情報収集・発信を進める。

このほか、公立文化施設において、自主的・主体的な文化芸術活動が行われる環境を醸成するため、公立文化施設が連携して行う自主企画・制作事業や新進芸術家の公演事業に対する支援等を行うとともに、高校生が日ごろの文化活動の成果を発表し交流を深める場として「全国高等学校総合文化祭」（平成一八年八月二日～六日・京都府）、国民が日ごろ取り組んでいる文化活動を全国規模で発表し交流する国内最大規模の文化の祭典として「国民文化祭」（平成一八年一月三日～二日・山口県）を開催する。

なお、地域文化の振興に関して、平成一七年二月に文化審議会文化政策部会報告書「地域文化で日本を元気にしよう！」が公表されたところであり、その内容について積極的に周知していく。

国語施策

国語は、我が国文化の基盤をなすものであり、時代の変化や社会の進展に応じ、その在り方等について検討し、必要な改善を図っていく必要がある。今後取り組むべき課題として平成一七年三月、文部科学大臣から「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が文化審議会に諮問された。これらについては平成一七年度から検討を開始し、引き続き、国語分科会で慎重に審議を進めている。

また、国内外の日本語学習者の増加や多様な日本語学習需要に対応するため、これまでの事業を拡充した地域日本語教育支援事業を実施し、ボランティアが主体となっている地域の日本語教育の一層の充実を図る。

宗務行政

我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体や神社、寺院、教会等の大小さまざまな宗教団体が存在し、多様な宗教活動をを行っている。そのうち、約一八万三〇〇〇の宗教団体が、宗教法人法に基づく宗教法人になっている。

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の

自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、宗教団体に法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としている。

文化庁では、宗教法人法に基づく宗教法人の認証事務や宗教に関する資料の収集などを行い、宗教法人制度の適正な運用に努めている。

また、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されている。

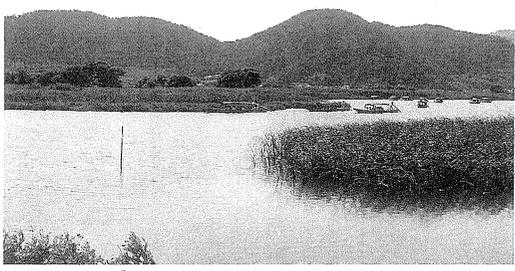
文化財の次世代への継承・発展

1 文化財の保存修理等

国宝・重要文化財、登録有形文化財および伝統的建造物群を適切に保存管理し、次世代に継承するため、計画的な保存修理および耐震対策・防災施設の整備を推進する。また、NPOや市民団体が文化財の管理から文化財を活用した多様な活動を自立的に担っているような総合支援の仕組みを構築する。さらに、文化財建造物修理用資材の安定的確保を図るために「ふるさと文化財の森」を設定するとともに、資材等に関する普及啓発活動を支援する。また、国宝・重要文化財（美術工芸品）等を火災や盗難等から守り、保存管理の万全を期するとともに、展示や体験学習機能を加えた整備事業を実施し、多様な保護・

2 伝統文化を支える人材養成・確保

我が国の伝統的な芸能や工芸技術のうち、芸術上または歴史上価値の高いものを重要無形文化財として指定し、それらのわざを高度に体現している保持者（重要無形文化財保持者・いわゆる人間国宝）やその団体が行う後継者養成・技術錬磨のための経費を補助するとともに、重要無形文化財の後継者の養成・確保を図る。



重要文化的景観「近江八幡の水郷」

3 史跡等の保存・整備・活用

史跡等の保存・活用を推進するため、所有者や管理団体等が行う保存修理事業および公有化事業等に対する国庫補助を実施する。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人住宅建設等の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助を実施し、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化を図る。

4 伝統文化の保存と継承の拠点整備

独立行政法人国立博物館が管理・運営する国立博物館四館（東京、京都、奈良、九州）を我が国の歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、文化財の収集・保管・展示および調査研究を行うとともに、教育普及事業等の一層の充実を図る。また、貴重な国民的文化財を次代に継承していくため、施設の老朽化、耐震対策を計画的に行っていく。

新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 法制度の整備

昨年度の文化審議会著作権分科会においては、「著作権法に関する今後の検討課題」（平成一七年一月文化審議会著作権分科会）とし

て取りまとめられた検討課題のうち、「権利制限の見直し」および「私的録音録画補償金の見直し」等を取り上げ、検討を行った。

本年度の同分科会においては、残された検討課題に引き続き取り組むとともに、「通信と放送の融合」やデジタル地上波放送への全面移行に関連して、IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置づけ等についても検討を行っていく。

2 円滑な流通の促進

著作物の円滑な流通の促進のため、①著作権等管理事業法の的確な運用、②ユビキタスネット・デジタル時代に対応した著作権制度の研究、③著作権契約のあり方についての研究、④文書による著作権契約の促進、⑤自由利用マークの普及を行う。

3 国際的課題への対応

海賊版対策については、侵害発生国への取締強化の要請、途上国対象の研修事業の実施、権利者向けの手引書の作成、官民連携強化等の施策を講じるとともに、平成一八年度は新たに、海外で権利侵害を受けたときの対処法などを解説する「権利執行セミナー」の国内外での開催を予定している。

また、平成八年にWCT（著作権に関する世界的所有権機関条約）およびWPPT（実

て相互理解を増進し、国際平和と自由な世界の実現に貢献することが求められている。また、我が国の魅力ある文化を海外に発信することにより、国際社会における日本と日本人の存在感を高めることが重要である。

このため、芸術家・芸術団体による国際交流や海外の文化遺産の保存修復への協力に加え、「国際文化フォーラム」の開催や、「文化庁文化交流使」事業を行っているほか、本年度よりインターネット等で国際文化交流事業や日本の芸術団体を英語で紹介する「日本文化の総合発信推進事業」を実施する。また、平成一七年一〇月にユネスコ総会で採択された「文化多様性条約」を受けて、文化多様性の保護・促進に積極的に貢献する。

2 芸術文化の国際交流・協力

国際的な芸術文化交流の推進を図り、もって我が国文化の向上と振興に資するため、世界的な芸術団体・芸術家の参加を得て「舞台芸術国際フェスティバル」を開催するとともに、我が国と外国との国際芸術交流（周年事業等）にかかる二国間交流の推進、海外と協同でオペラ等を制作する国際共同制作、海外で開催される有名なフェスティバル等への参加）を支援する「優れた芸術の国際交流」を実施する。

演及びレコードに関する世界的所有権機関条約）が採択される等、インターネットの普及および情報技術の発展に対応した著作物保護の国際的な議論が進んでいる。今後、アジア諸国を中心にWCT、WPPTの早期締結を働きかけていくとともに、現在WIPO（世界的所有権機関）で検討中の放送条約等の策定に積極的に参画していく。

4 著作権教育の充実

パソコンやインターネットなど、著作物の創作手段や利用手段が急速に拡大・普及しているため、「著作権教育」の充実は、極めて重要な課題となっている。一四年度から、著作権に関する総合的な教育事業である「著作権学ばうプロジェクト」を展開しており、引き続きそれらの推進を図っていく。

文化振興のための基盤整備

1 国立劇場・新国立劇場の充実

国立劇場は、歌舞伎、能楽、文楽、演芸などの伝統芸能を、つとめて古典伝承のままの姿で公開するとともに、伝承者の養成などの事業を実施している。平成一六年一月には、アジア・太平洋地域との交流の拠点となることを目的として、国立劇場おきなわ（沖縄県

3 文化財の国際交流・協力

アフガニスタン、イラク、インドネシアなど、紛争や自然災害により被害を受けた文化遺産を保護するため、当該国や国際社会の要請等に基づき、我が国および相手国の専門家の派遣および招へい等を行うなど、急を要する文化財国際協力に取り組む。

これらの文化財国際協力のための国内体制の整備としては、平成一六年に開催された「文化財の国際協力の推進方策について」（文化財国際協力等推進会議 座長・平山都夫東京芸術大学長（当時）の報告等を踏まえ、国内の政府機関、研究機関、NGOなどが一体となって効率的・効果的な文化財国際協力を推進するため、国内各機関等のネットワーク構築、情報の収集・提供、調査研究等を実施する「文化財国際協力コンソーシアム」の構築に向けて取り組んでいる。また、「二国間取りきめ等による文化財交流、日本古美術品の海外での展覧会の開催や、国際機関との連携協力を進めている。

特に、ユネスコとの連携については、我が国の文化財の世界遺産への登録の推進と国際的な世界遺産の保護に関する取組を進めるとともに、「無形文化遺産の保護に関する条約」（我が国は一六年六月に締結。条約は本年四月中に発効予定）による無形文化遺産の保護への取組へ引き続き積極的に対応していく。

文化の国際交流・協力

1 国際文化交流の推進

国際化の進展に伴い、国際文化交流を通じ

